

港 湾 運 送 約 款

全農グリーンリソース株式会社

港湾運送約款

第1条① 当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによります。

② この約款に定めていない事項は、法令又は慣習(若しくは関係船会社の海上運送約款)によります。

第2条① 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡、又は船積をした時に終わります。

② 当社は、取扱貨物の種類、内容(中品状態、品質、数量、重量、容積)荷印、副荷印、番号及び価格については、その責を負いません。

第3条① 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれに準ずる書類を当社へ提出する必要があります。

1. 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積
2. 仕向港若しくは仕出地及び到着地(国及び港、積換の要のあるときは積換港名)
3. 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到着通知先
4. 荷送人の氏名又は商号及び住所
5. 作製年月日、委託者の氏名又は商号及び住所
6. 運賃諸掛金支払方法その他の条件
7. B/L作成枚数その他B/Lに関する指示
8. その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図

② 正当でない又は不完全な記載から生じる結果については、委託者の負担とします。当社は委任がない限り前項の委託書を改訂、又は補充する義務を負いません。

第4条 受託貨物は貨物を受取る権限を有する事を証する書類と引換でなければその引渡を致しません。

第5条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては委託者から予めその旨を明告した場合の外、当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責を負いません。

第6条① 危険性又は加害性がある社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質、その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを明告した場合であっても、当社は正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後、又、当社の判断にて危険を避けるため委託者に予告をしないで適宜に処置をすることがあります。この場合貨物に対する当社の一切の責任はこの処置により終了します。

② この処置により生じた一切の費用負担及び賠償責任等は委託者に帰属するものとします。

第7条① 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、且つ、荷札をつけ、又はこれに代わる標示をする必要があります。

② 当社は荷造が充分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けることがあります。

第8条 当社は、必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができます。

この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とします。

第9条 貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷捌場において行います。

ただし、委託者の求め又は必要に応じこれを変更することがあります。

第10条 何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保致しません。

第11条 当社は、次の場合には港湾運送の引受を拒否することがあります。

1. 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
2. 委託者から特別の負担を求められたとき。
3. 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

第12条① 当社は、次の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができます。

1. 荷受人を確知し得ないとき。
2. 貨物引渡に関し争いがあるとき。
3. 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。
4. 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

② 当社は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知致します。

第13条 当社は、充分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができます。

第14条 当社は、別段の指図が書面により明らかにされてしないときは、他の貨物と混載することができます。

第15条 当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがあります。

この場合損害を生ずることがあっても、当社はその責を負いません。

第16条① 当社が賠償の責を負う場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因って直接に生じた場合に限ります。

② 当社が当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責を負いません。

③ 前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとします。

第17条 当社は、次の事由によって生じた貨物の滅失、き損、延着については損害賠償の責を負いません。

1. 委託者の故意又は過失。
2. 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強窃盗、押買、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の施行。
3. 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業場閉鎖、その他これに準ずる理由。
4. 貨物の性質又は瑕疵。
5. 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備。

6. 本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵。
7. 虫害、鼠害、汚損、熱気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。
8. 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故。
9. 荷役中の降雨、荒天又は高波浪。
10. 通常保険に付することのできる危険。

第18条① 当社の責となる事由によって貨物に損害を生じたときは、当社は、送状に記載された価格又は委託者が申告した価格を限度として損害実額を賠償します。

② 前項の場合において損害額について争いがある場合は公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定します。

第19条 当社の責となる事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によってこれを行うものとします。

第20条 当社は異議なく貨物を引渡した後は、その貨物については、いかなる責も負いません。

第21条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して運輸局長の認可を受けた運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻しは致しません。

第22条 委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとします。

以上